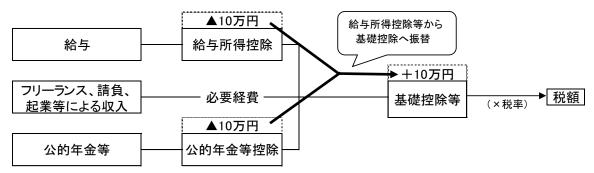
~所得税・住民税の税制改正~

令和2年分の年末調整、確定申告及び令和3年度分の住民税申告から改正となる主な事項は、 次のとおりです。

◆給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替◆

給与所得控除・公的年金等控除の引き下げとともに、基礎控除が同額引き上げられます。



※給与所得と年金所得の双方を有する方については、片方に係る控除のみが減額されます。

【給与所得控除額が変わります】

改正前		改正後	
収入金額	給与所得控除額	収入金額	給与所得控除額
162.5 万円以下	65 万円	162.5 万円以下	55 万円
180 万円以下	収入金額×40%	180 万円以下	収入金額×40%-10万円
360 万円以下	収入金額×30%+18万円	360万円以下	収入金額×30%+8万円
660 万円以下	収入金額×20%+54万円	660万円以下	収入金額×20%+44万円
1,000 万円以下	収入金額×10%+120万円	850 万円以下	収入金額×10%+110万円
1,000 万円 超	220 万円	850 万円 超	195 万円

【公的年金等控除額が変わります】

		公的年金等控除額			
受給者	公的年金等の	改正前	改正後 公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
の区分	収入金額(A)				
		区分なし	1,000 万円以下	1,000 万円超 2,000 万円以下	2,000 万円超
	130 万円以下	70 万円	60 万円	50 万円	40 万円
aw Ib	130 万円超 410 万円以下	(A)×25%+37.5 万円	(A)×25%+27.5 万円	(A)×25%+17.5 万円	(A)×25%+7.5 万円
	410 万円超 770 万円以下	(A)×15%+78.5 万円	(A)×15%+68.5 万円	(A)×15%+58.5 万円	(A)×15%+48.5 万円
	770 万円超 1,000 万円以下	(A)×5%+155.5 万円	(A)×5%+145.5 万円	(A)×5%+135.5 万円	(A)×5%+125.5 万円
	1,000 万円超	(22) 273 20000	195.5 万円	185.5 万円	175.5 万円

	330 万円以下	120 万円	110 万円	100 万円	90 万円
	330 万円超 410 万円以下	(A)×25%+37.5 万円	(A)×25%+27.5 万円	(A)×25%+17.5 万円	(A)×25%+7.5 万円
65 歳以上	410 万円超 770 万円以下	(A)×15%+78.5 万円	(A)×15%+68.5 万円	(A)×15%+58.5 万円	(A)×15%+48.5 万円
	770 万口恝	(A)×5%+145.5 万円	(A)×5%+135.5 万円	(A)×5%+125.5 万円	
		195.5 万円	185.5 万円	175.5 万円	

【基礎控除の額が変わります】

	基礎控除額			
合計所得金額	所得税		住民税	
	改正前	改正後	改正前	改正後
2,400 万円以下		48 万円	- 33 万円	43 万円
2,400 万円超 2,450 万円以下	20 玉田	32 万円		29 万円
2,450 万円超 2,500 万円以下	38 万円	16 万円		15 万円
2,500 万円超		0 円		0 円

【所得控除・非課税措置に係る所得要件が変わります】

要件等	改正前	改正後
同一生計配偶者及び扶養親 族の合計所得要件	合計所得金額 38 万円以下 (給与収入の場合 103 万円以下)	合計所得金額 48 万円以下 (給与収入の場合 103 万円以下)
配偶者特別控除に係る配偶 者の合計所得要件	合計所得金額 38 万円超 123 万円以下 (給与収入の場合 103 万円超 201.6 万円未満)	合計所得金額 48 万円超 133 万円以下 (給与収入の場合 103 万円超 201.6 万円未満)
勤労学生の合計所得要件	合計所得金額 65 万円以下	合計所得金額 75 万円以下
障害者、寡婦、ひとり親、未 成年者に対する 住民税 の非 課税措置の合計所得要件	合計所得金額 125 万円以下	合計所得金額 135 万円以下
家内労働者等の必要経費の 特例	65 万円	55 万円
住民税 の均等割の非課税限 度額の合計所得金額	1.扶養親族なし: 315,000 円 2.扶養親族あり: 315,000 円×(同一生 計配偶者+扶養+1)+189,000 円	1.扶養親族なし: 415,000 円 2.扶養親族あり: 315,000 円×(同一生 計配偶者+扶養+1)+289,000 円
住民税 の所得割の非課税限 度額の総所得金額等	1.扶養親族なし: 350,000 円 2.扶養親族あり: 350,000 円×(同一生 計配偶者+扶養+1)+320,000 円	1.扶養親族なし: 450,000 円 2.扶養親族あり: 350,000 円×(同一生 計配偶者+扶養+1)+420,000 円

【所得金額調整控除が創設されます】

次の①又は②に該当する場合は、調整控除額を給与所得から控除します。

- ① 給与収入が 850 万円を超える介護・子育て世帯 (次のa~cのいずれかに該当する場合)
 - a 本人が特別障害者
 - b 特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する者
 - c 23歳未満の扶養親族を有する者

所得金額調整控除 = {給与等の収入金額(上限 1,000 万円)-850 万円}×10% ※年末調整において適用できることとします。

② 給与収入と公的年金等の収入の両方がある人

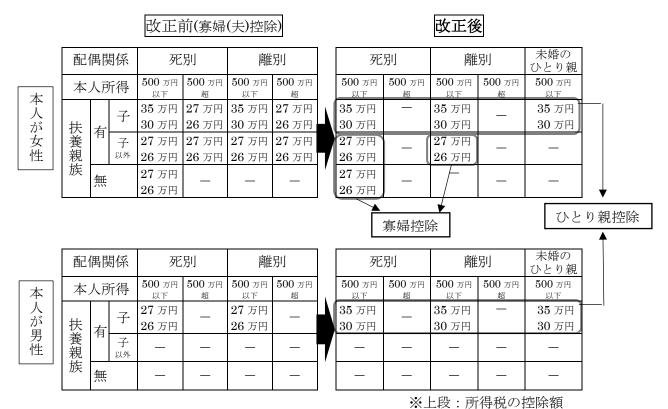
給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得金額の合計額が 10 万円を超 える場合、次により計算した額を給与所得の金額から控除します。

所得金額調整控除 = {給与所得(上限 10 万円)+公的年金等雑所得(上限 10 万円)} -10 万円 ※ ①と②の両方に該当する場合は、①の控除後に②の金額を控除します。

【ひとり親控除が創設されます】

婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子(総所得金額等が 48 万円以下)がいる ひとり親について、同一の「ひとり親控除」を適用します。

ひとり親控除、寡婦控除のどちらも、所得制限(合計所得 500 万円以下)が設けられます。 また、どちらも事実婚と同様の事情にあると認められる者は対象外となります。



下段:住民税の控除額